正誤表

PAL232 号 (令和 5 年 5 月発行) において、主要項目 5 「令和 5 年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について」の一部に記載誤りがありました。お詫びしますとともに、以下のとおり訂正いたします。

22 頁

○総務省告示第百四十九号 改正前の別表第1、別表第2

※訂正箇所は点線で囲んだ部分

	正						誤						
別表第1 厚生年金保険	別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率 別表第2 経過的長期給付追加費用率					別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率				別表第2 経過的長期給付追加費用率			
地共済組合の区分	地共済組合の区分 厚生年金保険給付等追加費用率		地共済組合の区分	共済組合の区分 経週的長期給付追加費用率		地共済組合の区分 厚生年金保険給付等追加費用				地共済組合の区分			
地方職員共済組合		25.7 1000	地方職員共済組合		0.8 1000	地方職員共済組合		22.5 1000		地方職員共済組合		0.8 1000	
	義務教育職員	29.0 1000	公立学校共済組合	義務教育職員	2.2	公立学校共済組合	義務教育職員	24.7 1000		公立学校共済組合	義務教育職員	<u>2.2</u> 1000	
公立学校共済組合	その他教職員	16.3 1000		その他教職員	1.8 1000		その他教職員	15.9 1000			その他教職員	1.6 1000	
警察共済組合		20.1 1000	警察共済組合		1.2	警察共済組合		16.9 1000		警察共済組合		1.2 1000	
東京都職員共済組合		18.6 1000	東京都職員共済組合		1.5 1000	東京都職員共済組合		14.1 1000		東京都職員共済組合		1.3 1000	
指定都市職員共済組合			指定都市職員共済組合			指定都市職員共済組合				指定都市職員共済組合			
市町村職員共済組合		12.1 1000	市町村職員共済組合		1.1	市町村職員共済組合		11.0 1000		市町村職員共済組合		1.1	
都市職員共済組合			都市職員共済組合			都市職員共済組合				都市職員共済組合			
					-						ı		

24 頁

○総務省告示第百四十九号 改正後の別表第1、別表第2

※訂正箇所は点線で囲んだ部分

正						誤						
別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率 別表第2 経過的長期給付追加費用率						別表第1 厚生年金保険	給付等追加費用器	2	別表第2 経過的長期給付追加費用率			
地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率		地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率		地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率		地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率		
地方職員共済組合	Ì	22.5 1000	地方職員共済組合		0.8	地方職員共済組合		25.7 1000	地方職員共済組合		0.8 1000	
公立学校共演組合	義務教育職員	24.7 1000	公立学校共済組合	義務教育職員	2.2 1000	公立学校共済組合	義務教育職員	29.0 1000	公立学校共済組合	義務教育職員	2.2 1000	
	その他教職員	15.9 1000		その他教職員	1.6 1000		その他教職員	16.3 1000	五业子权共用配口	その他教職員	1.8 1000	
警察共済組合		16.9 1000	警察共済組合		1.2	警察共済組合		<u>20.1</u> 1000	警察共済組合		1.2 1000	
東京都職員共済組合		14.1 1000	東京都職員共済組合		1.3 1000	東京都職員共済組合		18.6 1000	東京都職員共済組合		<u>1.5</u> 1000	
指定都市職員共済組合			指定都市職員共済組合			指定都市職員共済組合			指定都市職員共済組合			
市町村職員共済組合		11.0 1000	市町村職員共済組合		1.1	市町村職員共済組合		12.1 1000	市町村職員共済組合		1.1	
都市職員共済組合			都市職員共済組合			都市職員共済組合			都市職員共済組合			